

○大阪府消費生活苦情審査会規則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和二十七年大阪府条例第三十九号)第二条及び大阪府消費者保護条例(昭和五十一年大阪府条例第八十四号。以下「条例」という。)第三十四条の規定に基づき、大阪府消費生活苦情審査会(以下「審査会」という。)の組織、審査会の委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法、審査会によるあっせん及び調停の手続その他審査会に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭六〇規則一一・平三規則六五・平九規則七三・平一四規則二四・平一七規則一二五・一部改正)

第二章 審査会の組織等

第一節 組織及び運営

(組織)

第二条 審査会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員で組織する。

- 一 学識経験のある者 六人以内
- 二 消費者 四人以内
- 三 事業者 三人以内

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第三条 審査会に、特別の事項に係る紛争について、あっせん、調停等を行うため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。
- 3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に係る紛争について、あっせん、調停等が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(平一四規則二四・一部改正)

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平一四規則二四・一部改正)

(会議)

第五条 審査会の会議は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところ

による。

第二節 委員等の報酬等

(報酬)

第六条 委員等の報酬の額は日額一万七百元とする。

- 2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。
- 3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。
(昭五二規則四二・昭五四規則五九・昭五六規則一七・昭六〇規則一一・昭六三規則一一・平四規則一一・一部改正、平九規則七三・旧第七条繰上・一部改正)

(費用弁償)

第七条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による九級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額(指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。)により支給する。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。
(昭六〇規則一一・昭六〇規則七三・昭六三規則一一・一部改正、平九規則七三・旧第八条繰上・一部改正、平一一規則一一・平一八規則二三・一部改正)

(支給方法)

第八条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関しこの規則に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

(平九規則七三・旧第九条繰上、平一九規則一四・一部改正)

第三章 あっせん及び調停

(平一四規則二四・改称)

第一節 開始のための手続

(あっせん又は調停に付する旨の通知等)

第九条 知事は、条例第二十五条第一項の規定によりあっせん又は調停に付することとした場合においては、当該あっせん又は調停に係る苦情の処理の申出をした消費者に対し、書面をもって、その旨を通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、知事に対し、遅滞なく、苦情内容申告書(別記様式)正本一部及び写し二部を提出しなければならない。
(昭六〇規則一一・平三規則六五・一部改正、平九規則七三・旧第十条繰上、平一四規則二四・平一七規則一二五・一部改正)

(相手方に対する通知)

第十条 知事は、苦情内容申告書の提出があったときは、当該苦情内容申告書の写し一部を添え、相手方である事業者に対し、遅滞なく、書面をもって、条例第二十五条第一項の規定によるあっせん又は調停に付する旨を通知するものとする。

(昭六〇規則一一・平三規則六五・一部改正、平九規則七三・旧第十一条繰上、平一四規則二四・平一七規則一二五・一部改正)

第二節 あっせん

(平一四規則二四・改称)

(あっせん委員の指名)

第十一条 審査会によるあっせんは、三人以内のあっせん委員が行う。

2 前項のあっせん委員は、委員及び臨時委員のうちから事件ごとに会長が指名する。

(平九規則七三・旧第十二条繰上、平一四規則二四・一部改正)

(あっせん委員の任務)

第十二条 あっせん委員は、当事者間をあっせんし、双方の主張の要点を確かめ、事件が公正に解決されるように努めるものとする。

(平九規則七三・旧第十三条繰上、平一四規則二四・一部改正)

(あっせんの打ち切り等)

第十三条 あっせん委員は、あっせんに係る紛争について、あっせんによっては紛争の解決の見込みがないと認めたときは、あっせんを打ち切ることができる。

2 前項の規定によりあっせんを打ち切ったときは、審査会は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(平九規則七三・旧第十四条繰上、平一四規則二四・一部改正)

第三節 調停

(調停委員の指名)

第十四条 審査会による調停は、三人の調停委員からなる調停委員会を設けて行う。

2 前項の調停委員は、委員及び臨時委員のうちから事件ごとに会長が指名する。

(平九規則七三・旧第十五条繰上、平一四規則二四・一部改正)

(代理人)

第十五条 条例第二十五条第一項の規定により調停に付された場合には、当事者は、弁護士又は調停委員会の承認を得た者を代理人とすることができる。

2 前項の承認は、いつでも、取り消すことができる。

3 代理人の権限は、書面をもって証明しなければならない。

(平三規則六五・一部改正、平九規則七三・旧第十六条繰上、平一四規則二四・平一七規則一二五・一部改正)

(関係人の陳述等)

第十六条 調停委員会は、調停を行うため必要があると認めるときは、事件の関係人又は参考人に陳述又は意見を求めることができる。

(平九規則七三・旧第十七条繰上)

(調停案の受諾の勧告)

第十七条 調停委員会は、調停案を作成し、当事者に対し、相当の期間を定めて、その受諾を勧告することができる。

2 前項の調停案は、調停委員全員の意見で作成しなければならない。

(平九規則七三・旧第十八条繰上)

(調停の打ち切り等)

第十八条 調停委員会は、調停に係る紛争について当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、調停を打ち切ることができる。

2 前条第一項の規定による勧告がされた場合において、指定された期間内に当事者から受諾する旨の申出がなかったときは、当該当事者間の調停は、打ち切られたものとみなす。

3 第一項の規定により調停を打ち切ったとき、又は前項の規定により調停が打ち切られたものとみなされたときは、審査会は、当事者に対し、遅滞なく、書面をもって、その旨を通知しなければならない。

(平九規則七三・旧第十九条繰上、平一四規則二四・一部改正)

第四章 雑則

(庶務)

第十九条 審査会の庶務は、生活文化部において行う。

(昭六二規則六〇・一部改正、平九規則七三・旧第二十条繰上)

(委任)

第二十条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営並びに審査会によるあっせん及び調停に関し必要な事項は、会長が定める。

(平九規則七三・旧第二十一条繰上、平一四規則二四・一部改正)

<参考>

○大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則(抜粋)

(大阪府消費生活苦情審査会の委員等の報酬の特例)

第十一条 大阪府消費生活苦情審査会の委員、臨時委員及び専門委員の報酬の額は、特例期間において、大阪府消費生活苦情審査会規則(昭和五十二年大阪府規則第六号)第六条第一項の規定にかかわらず、日額一万四百円とする。

(平二一規則三一・一部改正)